

令和元年第4回奥州市議会臨時会付議事件

(令和元年11月11日)

- 議案第1号 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第2号 奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部改正について
- 議案第3号 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第7号）

議案第 1 号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年11月11日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 7 号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和元年10月23日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第2号

奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部改正について

奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年11月11日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

臨床研修を県内で行った場合の優遇措置について、貸付期間に相当する期間、市立病院等において医師の業務に従事した者にのみ適用することとするため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

奥州市医師養成奨学資金貸付条例（平成19年奥州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「の貸付対象者のうち4年以上の貸付けを受けた者」を「に規定する貸付対象者のうち、4年以上月額貸付金の貸付けを受けたもの」に改める。

第9条第1項第5号中「を貸付期間」の次に「（前条第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の貸付期間）」を加える。

第10条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の奥州市医師養成奨学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に市長が貸付けを決定する奨学資金について適用し、同日前に改正前の奥州市医師養成奨学資金貸付条例の規定に基づき市長が貸付けを決定した奨学資金については、なお従前の例による。

議案第 3 号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月11日提出

奥州市長 小 沢 昌 記